

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
(家きん国内 33 例目) について

令和 3 年 1 月 4 日 (月)

令和 2 年 12 月 30 日、宮崎県小林市の養鶏場において、家きん国内 33 例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。この報告を受け、発生農場の周辺半径 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

1. 経緯

令和 2 年

- 12 月 29 日 (火) ・宮崎県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施
- ・当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- 12 月 30 日 (水) ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認

2. 対応

- (1) 令和 2 年 12 月 30 日に発生農場の周辺半径 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。
- (2) 宮崎県において、令和 2 年 12 月 30 日に野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査(鳥類調査、死亡野鳥調査等)を実施しました(野鳥の大量死等の異常は確認されなかった。結果の詳細は、後日公表予定)。
- (3) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (4) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11 月 5 日付けで最高レベルとなる「対応レベル 3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。
- https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省のホームページでは、高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
直通 03-5521-8285
代表 03-3581-3351
室長 川越 久史 (内線 6470)
企画官 立田 理一郎 (内線 6465)
係長 福田 真 (内線 6670)
担当 近藤 千尋 (内線 6676)